

連絡報第一一五四號

昭二六、六、二六
連絡課

要処置	主担任	復員課
	配布先	局長、局附、部長、復、庶、經、復相、留、東復

琉球諸島から日本への死日本軍人の遺骨送還
のための費用の支拂について

一九五〇、一一、三〇、AG二九五(四九、一二、七)G.A. SCAPIN二二三、

日本政府宛覺書

一 現在琉球諸島に埋葬されている死日本軍人の遺骨の發掘、埋葬
輸送及び交付に關する一切の費用を現存までのなされた任務に
對する支拂に對し日本政府は直ちにその責に任すること。

二 琉球においてなされた右任務に對する償還は東京銀行或は同支
店の日本円の供托金を以つて琉球見返資金勘定に對し實施する
こと。

供托金は在琉球軍政部が適當に提示した支拂請求(覆基)且つ琉

五	四	三	二	一	課高	課
					✓	

翻譯班

庶務班



球B円に對し日本円三円の比率に基くべきものとする。
本計畫に對し日本政府が根本の責任を負うべきものである。
遺骨の送還の願は最高司令官宛に提出すること且つ之には琉球
の軍政部長が同地に於て應ずべき該計畫の一部の實施を可能
らしめるための十分な情報を含むべきこと

最高司令官に代り

高級副官
ブ
ツ
ン
一
准
將